

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき関係人の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成26年5月2日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 送達すべき書類 一級河川北上川水系築川ダム建設工事に伴う収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	松浦 茂

- 3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県盛岡市川目第1地割	125番30	山林	32,284㎡	32,284.72㎡	32,284.72㎡	山林
	125番31	保安林	1,120㎡	1,120.06㎡	1,120.06㎡	山林
	125番32	保安林	23,479㎡	23,479.90㎡	23,479.90㎡	山林
岩手県盛岡市根田茂第8地割	50番1	山林	3,455㎡	3,455.16㎡	3,455.16㎡	山林
	50番9	山林	202㎡	202.12㎡	202.12㎡	山林
	50番10	山林	23,623㎡	23,623.85㎡	23,623.85㎡	山林
	50番11	山林	141㎡	141.46㎡	141.46㎡	山林
	50番12	山林	5,275㎡	5,275.21㎡	5,275.21㎡	山林

- 4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成26年5月23日をもって送達があったものとみなされます。